

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 6月号 (No.139)

2015年6月29日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

会員のみなさん いかがおすごしですか。

6月7～8日に、第18回総会が終了しました。お忙しいなか、ご参加下さったみなさん、ありがとうございました。なかなか、総会には参加できない方も多いかと思いますが、紙面やホームページ・メールニュース等で、少しずつでもお伝えできるように努力していきます。

2015年度も、よろしくお願いいたします。



## 「社会福祉法人制度改革」って何のため…？

ここ1カ月で3回、これに法人学習会と経営研究セミナー（講座）を加えて、計5回。これは私が石倉康次さん（立命館大学）の「社会福祉法人制度改革」の話を聞いた回数です。理解力の衰えを感じる今日この頃ですが、さすがに5回も聞けばだいぶ内容がわかってきます。どうやら、大きな市場（おいしい）部分は企業に任せ、社会福祉法人はそこから落ちこぼれる人たちの受け皿になりなさい、と国は言っているようです。そして、非課税の恩恵を社会貢献で応えることも求めています。『社会福祉法人の在り方等に関する検討会のまとめ／2014年7月、厚労省』には、“社会福祉制度のセーフティネットとしての社会福祉法人”という新（珍）定義までできました。これには、私も目を疑ってしまいました。

この“まとめ”をうけ新聞各紙は、「社会福祉法人が過大の内部留保」「厚い障壁（＝規制）が民間事業者の参入を阻害」など、ネガティブキャンペーン

を展開しました。ある経済専門誌は、「内部留保は総額2兆円、非課税で高収支差額を維持。20世紀の負の遺産『社会福祉法人』の罪と罰」とまで言い切った。社会福祉法人による福祉事業のありかたを批判しました。しかし、私たちから適切な反論・反撃ができていないため、誤った内容が一定の世論となっているのも事実です。国民に対する正確な情報提供が緊急に必要な情勢といえます。

ところで、社会福祉法人制度改革は社会福祉基礎構造改革の仕上げの必須事項で、会計基準が変わったのもこの流れです。私が所属する法人では、今回が新会計基準での最初の決算でしたが、拠点区分ごとの『注記』やたくさんの『別紙』の作成で大変でした。できあがった決算書を見た私の感想は、「これって、銀行の融資判断に使える」、でした。深読みしすぎですかね？

原田 秀一

（経営懇副会長、福岡・（福）紅葉会専務理事）

## 保育制度をめぐる動き

### ●6/17公定価格と自治体むけFAQ第9版だされる！

6月17日付で、自治体向けFAQ第9版と公定価格に関するFAQ（Ver. 9）が出されました。これ

は、新制度がスタートして現場での疑問等がさらになされたことによるものです。もともと、保護者や保育所等施設側はもちろん、自治体担当者にも十分に周知されているとは言えない新制度、現場での疑問は各園で解消せず、園長会や地域の関係者とも共有しつつ、まとまって自治体に要望等を行うことが重要です。

#### ◆休日保育～加算額は他園の子どもも含む利用人数で確定される！

公定価格のFAQによれば、休日保育加算は、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じて加算額が決まります。この利用子ども数には、他園の子どもも含まれることがわかりました。また、「子ども数」による区分は、過去の実績をふまえて利用見込みが算出され決まります。実際の利用人数が、見込みと違って多くても少なくても、加算額の増減調整はされません。ただし、翌年の加算額を決める際には、その利用人数が実績となります。

休日保育の補助事業は廃止され、公定価格に含まれるので、休日保育の利用料は徴収できないとされました（自治体むけFAQ）。ただし、保育認定の事由と異なる事由（冠婚葬祭など）で休日保育を利用する際は一時預かり事業として利用料を徴収できます。公定価格の加算額が、従来の補助と利用料をあわせた額を下回らないか、検証が必要です。

#### ◆認定区分の変更

保育の必要量や認定区分を月の途中で変更した場合、国の精算基準は月単位で、翌月から適用する、とされています。利用者負担についても、翌月から変更するとされています（自治体むけFAQ）。ただし、市町村の判断で、利用者負担を日割で計算することも可能とされています。

委託費（公定価格）は翌月から変更するとしても、保護者の勤務先・勤務時間が変わり短時間から標準時間に変更するような場合には、実際の保育はすぐにも標準時間に対応することが求められます。保育時間の区分が設けられたことで、区分ごとの保育料や、8時間を超えた場合の延長保育の扱い、認定変更の場合の対応など、複雑な問題が生じています。

#### ◆委託費の支払い

委託費（給付費も）について、当月分は遅くともその月中に支払うこととされています（3/31通知）。FAQによれば、毎月支払うことが基本としたうえで、3か月分をまとめて概算であらかじめ支払うことも可能だとしています。ただし、まとめて後払いは認

めないとしていますので、とにかく、前払いか遅くとも当月中には支払うことを、国としては想定していることがわかります。

後払いになっている自治体もありますので、該当する園は、なぜそうしているのかを自治体に、確認してみましょう。

## ●社会福祉法人「改革」、国会審議の予定出される

社会福祉法人制度の「改革」を含む社会福祉法改正案の審議日程が間もなく明らかになりそうです。社会福祉法を審議する厚生労働委員会の理事懇談会が、29日に開催され日程協議が行われます。早ければ、7月3日から、審議が行われる模様です。

権利としての福祉を求める共同実行委員会から、衆議院厚労委員会の理事宛てに緊急要請を行なうことが提案されています。「拙速な採決反対」のほか、保育や子育ての公定価格の引き上げや退職共済制度への公費助成の継続等の要望も含めた要請内容です（同封の要請書参照）。7月10日までの短期間のとりにくみです。各地から、理事9名に、同封のFAX要請書を集中的に送りましょう。

衆議院 厚生労働委員会 理事				
役職	氏名	会派	地域	FAX 番号
委員長	渡辺 博道	自民	千葉	03-3508-3701
理事	西村 智奈美	民主	新潟	03-3508-3994
理事	松野 博一	自民	千葉	03-3508-3329
理事	古屋 範子	公明	神奈川	03-3508-3259
理事	高鳥 修一	自民	新潟	03-3508-3987
理事	赤枝 恒雄	自民	東京	03-3508-3981
理事	後藤 茂之	自民	長野	03-3508-3452
理事	とかしきなおみ	自民	大阪	03-3508-3727
理事	浦野 靖人	維新	大阪	03-3508-3222

## 第18回経営懇総会

2015年6月7～8日に、第18回経営懇総会を開催しました。

1日目は、村山祐一氏（元帝京大学）・逆井直紀氏（保育研究所）を講師にまねき、保育新制度施行後の現状や公定価格と民間保育園の運営について、各自治体の状況も出しあいながら、学習し

ました。2日目は、午前中に社会福祉法人「改革」について石倉康次氏（立命館大学）講演、午後、総会という日程で開催されました。

## ●保育制度の改善にむけて～ 学習会①

### ◆24条1項をどう活用するか—私たちは問われている(逆井氏)



新制度がスタートし2ヶ月たち、各自自治体での実施状況が様々であることがわかってきました。新制度で多様な施設が制度の対象となりましたが、決して、住民ののぞむ内容で量が充足しているわけではありません。地域での入所の状況をつかみ、自治体に対応させていくことが必要です。また、認定時間の区分による問題や、休日保育など、現場で対応に困る問題も起こっています。そういった問題を一つ一つ自治体担当者と確認し、どの時間帯でもどの施設でも、必要な保育を保障すべき、ということ、を、要望し続けることが重要です。運動の力で残した24条1項をどう活かしていくのが問われている、と話されました。

### ◆声をあげるチャンス！—戦後の保育の新しい局面(村山氏)



村山氏は、幼保の公定価格や、短時間と標準時間の公定価格の比較を通して、いかに、保育所の保育が安く

見積もられているか、具体的な数字をあげながら、報告しました。これまでは制度が違うという理由

から、幼稚園と保育所の財政的な比較はできませんでしたが、新制度になることで、比較が可能となったのです。そこであきらかになった具体的な数字をもとに、声をあげるチャンスが訪れました。幼稚園と保育所の開所時間や日数は大きく違うのに、公定価格はほとんど変わらないといった問題点が明らかになった今、黙っていていいのだろうか？と問いかける講演でした。

### ◆自治体ごとの状況をだしあおう

新制度施行後、自治体ごとに対応の仕方など様々な問題があることが明らかになりつつあります。まずは、自治体を超えて、新制度施行後の状況を交流し合い、問題点や課題を明らかにしていくことが必要です。そのうえで、改善にむけて、園長会等で、一致できるところから声をあげていきましょう。

1日目の学習会や総会での討論の中で、新制度がスタートして2ヶ月たったところでの様々な状況を出しあいました。

### <委託費の請求書から見えること>

資料として、いくつかの会員園から、実際の委託費の請求書を提供していただきました。

児童福祉法24条1項にもとづく保育所は、市町村が責任をもって実施しています。費用は、委託費です。しかし自治体によっては、給付費と混同していることが、請求書からわかりました。

委託費と給付費は違います。委託費は公定価格全額ですが、給付費は公定価格から保護者負担分を差し引いたものです。給付費は直接契約の施設の場合です。この違いを、自治体担当者にも理解してもらうことが、24条1項の形骸化を防ぐうえでも重要です。

また、国の方針とも反して、委託費の支払いが1ヶ月遅れという自治体もありました（横浜市）。



## <認定の切り替えは？>

標準時間認定の方が、就労の関係で短時間認定に切り替えた場合、翌日から変わるといわれている自治体がある一方（藤沢市、大阪市等）、翌月からの対応になるという自治体もありました。切り替えがされると、認定時間が変わり、延長保育料等が発生することもあり得ます。しかし、翌日からとして、さかのぼって、延長保育料の集金をするということが現実には可能かどうかを考えると、難しいのではないのでしょうか。

そもそも、短時間と標準時間の認定区分があることで、手続や対応が複雑さを増しています。



## <休日保育も問題>

休日保育の加算が公定価格に含まれていることから、休日保育を行なっても保育料徴収はしない、というのが国の方針です（公定価格 FAQ 第8版）。学習会の中でも、実施園から、現状が報告されました。

「自園の子どもから休日保育料を徴収しないばかりか、他園の子どもからも徴収しないということになり、それでは運営できないので、休日保育をやめたい」と、市からそれは困ると言われる。どうしたらいいのか？」自治体も、どうしていいのかわからず、回答不能状態になっています。

その際はわからなかったのですが、FAQによれば、公定価格にくみこまれた休日保育の加算額を決める際の「年間の延べ利用子ども数」には、自園以外の子どもの含まれることがわかりました。自治体も、そういった情報を把握しきれない状態にあるため、回答不能状態になっています。

## ●社会福祉法人「改革」問題をどうみるか？～学習会②

学習会②では、石倉康次氏（立命館大学）の講演で社会福祉法人「改革」問題について学びました。まず、社会福祉法人の成り立ちや役割を確認しあいました。その中で、石倉氏は「社会福祉法人は、国の責任による社会福祉事業への、住民参加の形態として形成されてきた制度であり、日本固有の制度として評価できる」と強調されていました。その制度を変質させるのが、営利企業の福祉分野への進出です。公的な福祉を営利企業に委ね、営利企業が採算が取れないからと進出しない部分を社会福祉法人に公益事業として義務化しようとするのが、今回の「改革」です。

こういった動きに対し、当事者も含めた運動と、財政赤字の原因は社会保障だとする論調にごまかされず税や国の財政の仕組みを学び伝えることが重要であることが話されました。



## ●総会での議論から

総会では、議案の提案を受けて各地から発言がありました。

### ◆大阪・(福) 今福福 社会・井関政勝

大阪都構想を掲げた大阪市の住民投票



では、橋下市長・維新の野望を砕くことができました。この間、大阪市長として、市民の財産を民営化したり、保育所でも最低基準の切り下げや、水道料金福祉割引をなくすなど、大阪市の行政がガタガタにされました。しかし、そういうなかで私たちも鍛えられました。大阪市内の民間保育園で作っている懇話会では、市内の全民間保育園300か園に手紙を送り、一緒に保育を守ろうと訴

えました。新しい大阪市をつくる取り組みは始まったばかりです。

#### ◆大阪・(福) 大阪福祉事業財団・すみれ保育園・池脇みき子

法人として、研修体系・育成制度を検討しています。法人には 22 施設

(高齢・障害・保育・児童養護・病院) あり、正規職員 700 名、8 時間の臨時職員 300 名、と大きな法人です。10 年



前は平均勤続年数は 10 年を超えていましたが、ここ数年のうちに勤続年数が下がってきて、1 年 2 年を超えて働き続けるのが厳しいという状況になってきました。

そこで、施設内・法人内・外部の研修を組み合わせ、研修を体系的にしていこう、と検討を始めています。法人の綱領やすみれ保育園の憲章をもとに、一人ひとりの職員が仕事のあり方や職務・経験に応じた役割を果たせるようにと、職員育成制度をはじめたところです。また、初任者研修計画にも取り組み始めました。

#### ◆埼玉・(福) さやまが丘保育の会・牧裕子



所沢市は、新制度になって、育児休業中の上の子どもの継続利用について、3 歳未満児の場合は退園とうちだしました。3 月までに生まれていれば退園させないが、4 月以降生まれた場合は退園になるということで大混乱になりました。保護者は積極的に動き、内閣府や厚労省にも質問にいきました。国は「今までのやり方を変えろとは言っ

てない」と回答しました。不都合なことがあれば市に意見を言って変えさえていくことができる、と勇気をもちました。この問題で、3 月に集会を開いたところ、たくさんの保護者が集まり 300 人を超えました。根本的な原因は保育所が足りないことです。

保護者たちは、今、訴訟を起こす準備をしています。保護者に励まされ、一緒に頑張ろうと思っているところです。

#### ◆京都・(福) きらら福祉会・一乗寺保育園

北田喜美代



京都市立病院の院内保育所青い鳥保育園は、ピジョンハーツに委託されていましたが、今回アートチャイルドケアに委託されること

になりました。病院がしめした委託上限額 9650 万に対し、アートチャイルドケアは 6630 万を提示しました。それでは人件費も大幅に切り下げられることになる、ということで反対の声が広がりましたが、委託先は変わらず、職員たちは退職せざるを得ませんでした。このようなことが続いてはいけないという思いから、裁判に訴えることも検討しています。

#### ◆静岡・(福) 静岡福祉会・谷津智恵美

静岡県は待機児童解消にむけて新園が増えています。県経営懇でもあらたに園が増えました。しかし、まだまだ加盟園以外に広げることは出来ていません。経営懇の活動を広げる人が必要との思いから、役員を 5 名に増やしました。役員体制の強化と合わせて、拠点となる場所を作りたいと思っています。今後の課題です。



◆宮城・(福) あゆみ会・小幡正子

宮城では、連絡会が中心になり、新制度開始前に保育110番と銘打って、電話相談を行いました。



兄弟別々の保育園になった、別々の時間区分で認定された、といったような困った事例の相談を受けました。私の法人の園では、4月の給料を払おうと思ったら、自治体から入金がない！という事態もありました。自治体担当者に聞くと、「どうやって計算していいかわからないから」と困っていました。とりあえず、今までのやり方で支弁してもらいました。また、ある自治体では、地域区分が変わって収入減という状況もでています。仙台市では、保育料4倍になった保護者も出てきて、市と交渉中です。いろいろな事態が起こっている今、交流しつつ、声をあげていきたい。主任セミナーにも取り組みます。

◆岡山・(福)白鳩福祉会・白鳩保育園・景山一正

経営懇として、昨年度、24条1項を貫こうというリーフを全国の民間保育園に送った活動は、もっと評価してもいいのではないで



しょうか。岡山市では、全民間保育園60園が移行しませんでした。経営懇のリーフも、すごい力を発揮しました。今問題だと思うのは、社福法人「改革」です。この問題は、保育所にとって運営上の大問題です。一法人一施設のような小さい法人にそこまでの力はありません。園長会として、岡山選出議員に要請に行きました。こういう問題があるんだということを知らせて、全国的な議論をまきおこしてもらいたい。

◆東京・なの花会・なの花保育園・青木路子

今、第47回合研集會にむけて、東京の仲間たち



は準備しています。都内各地で実行委員会を立ち上げて広がっています。世田谷区では、区の後援もあって、プレ企画には区長も挨拶にくるようになりました。実は、私は、子どもの頃に合研に行っていました。そんな自分が、お誘いする立場になるとは！若い世代や、新しい力を得ながら合研集會にとりこんでいます。ぜひ、各地から参加者を送り出してください。

◆愛知・(福)春日井福祉会・第一そだち保育園  
中村真理



あいち保育共同連合会（旧愛知県小規模保育所連合会）では、昨年40周年を迎えました。

記念誌を作成する過程で、冊子だけではもったいないということになり記念行事をすることになりました。若い職員をまきこんで元気にしていきたい、と若い職員たちが実行委員になり準備しました。当日は、450名が参加、共保時代や認可当初の映像もまじえてみんなで振り返りました。若い職員が、「園長に言われて参加したが、やってみてよかった」という感想を寄せてくれました。若い人の奮闘の裏には、ベテランの工夫があり、ベテランの力の大事さも感じました。仲間がいる、ステキなことができたという実感は今後につながるはず、と確信しています。

◆神奈川・(福)鎌倉たんぼぼ会・小林忍

神奈川経営懇では、16日に11回目の総会をします。主な活動として、社福会計の連続講習会、事務業務の講習会を毎年企画してきました。会員園は横浜市内が中心で、他の自治体にはなかなか広げきれてい



ませんが、つながりは作り、ニュース・情報等を100か園くらい送っています。24条1項リーフは、県の新制度説明会の際に、神奈川経営懇として会場前で配布行動を行いました。今後、会を支える人材をどうつくるか、そこが悩みです。交流しながらやっていきたい。

◆愛知・(福)一宮乳児福祉会・かもめ三ツ井保育園・柴田清美

京都の青い鳥保育園がアートチャイルドに委託されたという報告を受けたが、自分の自治体でもアートチャイルドが参入してきました。保育内容について、市議会でも問題になっています。企業保育園の実態に、注目していく必要があります。



◆まとめの報告(森山事務局長)



新制度は、複雑で出来が悪い制度ではないでしょうか。今後、自治体や

仲間と一緒に改善させたり、内容によっては取り下げさせるなど、要求にもとづく運動がますます必要になっています。また、制度の転換期の今、保護者の不安を、積極的に受けとめていくことも必要です。

討論では、社会福祉法人「改革」問題を全国的にも論議していけるようにすることや、合研集会を成功させていくことなど、各地から問題が提起く広げようとしていることが報告されました。こういったとりくみを、学びあいたいと思います。

保育をめぐる動きは、ますます複雑になっていますが、いち早くキャッチし、動いていこうとする構えが重要です。保育三団体の中央レベルは批判的に意見を言う事も少なくなっていますが、組織されているそれぞれの地域の園は、問題をつか

みつつあります。これまでのつながりをいかして、それぞれの地域で、共同の行動を工夫していきましょう。

## ●平和のとくみ

総会では、最後に特別決議を確認しました(同封資料参照)。政府は、これまでの憲法解釈を大きくかえて集団的自衛権の行使容認をうちだし、十分な説明もできないまま、戦争ができる国へと勝手に変えようとしています。この動きにたいして、黙ってはいけな、子どもたちを再び戦場に送らないように、今、行動することを呼びかける決議です。



まず、身近なところで、今の戦争と平和をめぐる動きを学ぶ機会をつくりましょう。そして、実際に決める立場にある政治家

や、世論を動かすメディアに、私たちの声を届けましょう。

## 地域活動・情報

### ●各地で総会

5~6月にかけて、経営懇会員園が参加している各地域の団体の総会が行われています。

### ◆あいち保育共同連合会

5月9日に、名古屋市内にて、あいち保育共同連合会の総会が開催されました。職員・保護者あわせて約300名が参加しました。

あいち保育共同連合会(旧愛知県小規模保育所連



合会)は、1974年に発足しました。旧名は、新制度の小規模保育事業と混同されるおそれもあることから、昨年名称を変更しました。保護者・職員・経営責任者(理事・園長)の3者で運動をすすめることを特徴とした団体です。現在、愛知県内の35園が加盟しています。



総会では、保護者から「励まし合える関係がほしい」「保育園は集まれる場、共感できる場」といった思いが

語られました。保護者会活動について報告した保護者は「忙しい毎日の中で、時間を作り会議や園内行事に参加するのは、わが子のためという思いだけでは絶対無理!他の保護者の姿や職員の保育への思い、保育運動があって今の保育があること、などいろいろなことを知り考え、自分の思いも出せる事で納得して積極的に活動できるようになった」と発言していました。

新制度が始まり、多様な保育が地域で行われる中で、どの施設に入っても子どもたちが安心して育っていけるように、つながりをひろげることの重要性も提起されました。

## ◆社会福祉施設経営者同友会(大阪)

5月15日に、福祉同友会の30周年記念総会が開催されました。経済学者・山家悠紀夫さんの記念講演「社会保障と経済」の他、二部では祝賀会・懇親会を開催しました。

福祉同友会は、保育分野以外に、高齢者分野、障害者分野の社会福祉施設が集まり、「民主的な運営のあり方を追求し、施設の運営を守り、社会福祉の発展に寄与する」ことを目的に結成された団体です。

今年度は、特に社会福祉法人「改革」問題や、大阪都構想、戦争立法の問題など、重大な課題が目の前にある中で、歴史的にも節目の時期であり、あら

ためて社会福祉を守り拡充させよう、と呼びかけられています。

## ◆神奈川民間保育園経営研究会



6月16日に、神奈川経営懇の第11回総会が開催されました。全国保育団体連絡会の実方伸子さんを招いて学習を行い、その後、情報交流をおこないました。

「園長会でも、言いたいことが言えない雰囲気。自治体や園長会にどうやって意見を反映させていったらいいのか?」という悩みが出され、それぞれの地域での状況を出しあいました。

- ・保育連絡会のなかで園長が交流できる場をつくり、それをもとに、市の園長会でも発言できるような雰囲気をつくっていった。
  - ・園長会は区ごとに開催しているが、区によっても違う。要望をまとめて、全体の園長会に出したり、少しずつ自分の区からも声をあげようとしてきた。
  - ・連絡会だけでは難しいが、私保連や保協など、それぞれの団体にも関わってつながりをつくっていくことも大事。
  - ・新制度については、「書類が多く大変」「委託費が一カ月遅れでは困る」といった声が共通する思いになってきたので、要望として出したい。
- また、8月に東京で開催される合研集会に積極的にとりくんでいこう、2年前に開催地として取り組んだ経験やつながりを活かそう、という呼びかけがされました。



## ◆東京都民間保育園経営研究懇話会



東京経営懇では、6月22日に第17回総会を、保育プラザにて開催しました。

8月に第47回合研集會開催にむけて、東京経営懇の会員園でも、当日の運営準備や参加者の組織にとりくんでいる真っ最中です。会長のなかよし保育園園長の和泉さんは「合研集會のとりにくみを経営懇の組織拡大のチャンスとしてとらえよう。また、各法人・園にとっては、合研集會で園を超えて取り組む中で職員の力量向上にもつながる。合研を東京でやってよかったと思える、園の財産になる取り組みにしよう、そのためにも地域に発信しよう」と、強調しました。



地域からの発言として、豊島区での取り組みが報告されました。豊島区では園長会として6月中旬に区に要望書を提出し7月14日に区長懇談を行います。新たに園長会に加わった新設園が、当初要望内容に反対しました。園長会が団結して区に要望することが重要だという認識のもと、ていねいに話し合いを重ね、園長会としてまとまって要望書を提出することができたことが報告されました。

東京経営懇には、現在67園が会員園として参加しています。今回の合研開催が自分たちにとってどのような意味を持つのかを確認しあい、積極的に活用していくことが話しあわれています。

## ●所沢市・育休退園問題

経営懇総会での発言にもありましたが、所沢市では、新制度実施を契機に、育休中の上の子ども(0~2歳)は退園とする方針をうちだしました。これに対して、保護者は「退園して、再度戻れる保証はない、働き続けられない」として、市に要望書を出すなどの動きをつくってきました。

その後、保護者11人が所沢市の対応は違法だとして、退園させないように市に求める訴訟を、6月25日に、さいたま地裁に起こし、記者会見も行いました(同封資料参照~新聞記事)。

所沢市以外にも、同じような対応をしている自治体があることは、経営懇総会の中でも明らかになりました。そもそも、育休中の上の子を退園させて待機児童解消に充てても根本的な解決にはなりません。各地域で、正確なニーズの把握にもとづき、就学前まで継続的に保育が受けられる認可保育所を整備することが待機児童解消の近道です。

新制度の実施主体は市町村であることから、自治体の判断によって、対応が違うケースが今後も起こると考えられます。そのつど、子どもや保護者の状況をもとに自治体に要望し続けることが必要です。

## ●福岡市・自治体単独補助打ち切りの動き

福岡市では、新制度実施にともない、市が単独で出していた私立保育所への補助金(年間約5億円)の廃止を検討しています。

福岡市保育団体連絡会では、保護者や関係者に訴えとともに、市に緊急声明を提出し記者会見を行いました。福岡市ちどり保育園の原田さんによれば、「記者会見は2時間もかかり、終わってからも記者から質問が相次ぎました。議会でも各党派が質問を行っています。第三者による検討委員会の報告を受けて市長が判断することになっていますが、まだメンバーも決まっていません。」とのことでした。

他の自治体では単独補助の状況はどうでしょうか。

<連載・第12回>

# 労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

## 番外編：マイナンバー制度 その2

先月はマイナンバーの概要についてご紹介しました。今回は、マイナンバーの収集と保管、廃棄について紹介します。その前に、マイナンバー導入に向けて私達はどうすればいいのでしょうか。制度開始までのおおまかな流れを確認してみましょう。

☆導入までに必要なことは、

### 1. マイナンバーに対応するメンバーの決定（体制整備）

- 1) 担当メンバーへのマイナンバー研修
- 2) マイナンバーを利用する業務の洗い出し

### 2. マイナンバー対応者の洗い出し

- 1) 職員（パート、アルバイトも含む）とその扶養家族
- 2) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（税理士や社労士など外部専門家への報酬や講師などへの講演料や原稿料など）
- 3) 不動産関係の支払調書（不動産賃貸借における使用料等の支払調書など）

### 3. 職員への周知と番号収集

- 1) 住民票の住所確認のアナウンス
- 2) 通知カードの厳重保管のアナウンス
- 3) 職員へのマイナンバー研修
- 4) マイナンバーの収集

### 4. 方針の明確化と規定の整備

### 5. 安全管理措置の検討

- 1) 組織的安全管理措置
- 2) 人的安全管理措置
- 3) 物理的安全管理措置
- 4) 技術的安全管理措置

### 6. 委託先の確認と契約書等の見直し

これからの法人は、早めに準備に取り掛かるようにしましょう。

## ☆マイナンバーの取得と取得時の本人確認

マイナンバーは原則、源泉徴収義務や社会保険関係事務等が発生した時点で提供を求めることになりますが、制度開始前でも取得することが認められています。取得の際には、1) 利用目的を特定し通知すること。2) 本人確認の実施が必要になります。

### 1. 利用目的の通知方法

- 1) 利用目的を記載した書類の提示
- 2) 就業規則への明記 など

### 2. 本人確認

本人確認は、他人へのなりすましなどを防止するために行うもので、2つのことを確認します。

#### 1) 番号確認 : 提供された番号が正しいかどうかの確認。(次のいずれか1つで確認)。

- ①通知カード ②個人番号カード
- ③マイナンバー記載の住民票

#### 2) 身元確認 : マイナンバーの提供者がその番号を保有する本人かどうかの確認。

①個人番号カードや運転免許証など顔写真付きで氏名・生年月日・住所が記載されたものは1点で確認可（通知カード+運転免許証など、番号付住民票+運転免許証など）。個人番号カードの場合は、その1枚で番号と身元の両方の確認ができます。

②2つ以上の書類で確認が必要：健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など。顔写真がないため、健康保険証+年金手帳など2点の提示が必要（詳細は内閣官房のHPに記載されていますのでご確認下さい。）

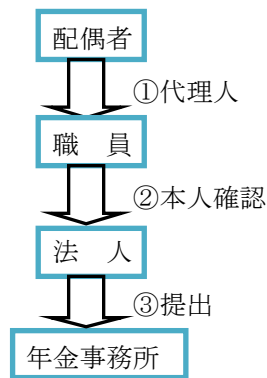
## ☆扶養家族の取扱い

扶養控除申告書や社会保険の被扶養者異動届など、被扶養者の情報を法人に届け出る場合には、職員本人が、被扶養者の本人確認を行う立場になるため、法人は被扶養者の本人確認を行う必要はありません。

しかし、注意が必要なのは、国民年金第3号被保険者の届け出です。この届け出は配偶者が法人に届け出る必要があるため、原則、法人が配偶者の本人確認をしなければなりません。でも、わざわざ確認す

ることって出来ませんよね。ですから、配偶者の代理人として職員が法人に届け出るという方法で対応することになります。

職員からは、配偶者の個人番号と委任状を提出してもらい、法人は代理人である職員の本人確認を行うことになります。



### ☆マイナンバーの保管・削除・廃棄

収集したマイナンバーは、紙やデータで管理することとなると思いますが、マイナンバーは、社会保障と税の分野の事務手続きで利用する必要がある期間だけ保管することができます。保存する際も特定の人しか扱えないよう鍵付きのキャビネットやPCにパスワードをかけて保管する必要があります。また、退職などでマイナンバーを事務処理に利用する必要がなくなった場合には速やかに廃棄または削除しなくてはなりません。ただし、マイナンバー部分をマスキング又は削除した上での保管は継続することができます。

それ以外の場合は下記の方法で廃棄します。

削除・廃棄の方法		採用する方法	
たもの マイ ナン バー 等 が 記 録 さ れ	書類等	復元 不可 能な 手段	消却・溶解・一定機能のシュレッダー
	機会及び電子媒体等		専用のデータ削除のソフトウェアの利用・物理的な破壊

削除・廃棄したときは、その記録を保存します。(中小企業は、削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認すればこと足ります。)

それからマイナンバーの保管期間ですが、「給与所得者の扶養控除(異動)申告書」が法律によって7年間の保存が求められているので、最大で7年間の保存は必要になるでしょう。

法人は、保存期間を経過した後の削除と廃棄を前提にした保管体制とシステムも考えなければなりません。

今回は安全管理措置と罰則について紹介したいと思います。

※マイナンバー制については、プライバシー保護や、導入に伴う対応の周知が徹底されていないといった問題も含めて、課題が多いことが指摘されています。当面、国がすすめるようとしているマイナンバー制度の内容を把握しつつ、問題点・課題を見極めていく必要があります。そういった観点からも、注目していきましょう。(事務局)

## ★お知らせ～研修のご案内★ 各園悩みの新人・中堅向け研修

新設園が増え新しい職員も増える一方で、世代交代が課題となっています。よりよい保育、園運営をおこなっていくために、大切にしたい視点・課題について、学び考えあいたいと思います。少人数で講義とグループ討議、一人ひとりの悩みや疑問に対応し、充実した交流が行えるよう、計画しています。残席わずか!ぜひ、ご活用ください。お申し込みは同封の案内チラシをご覧ください。

## 当面の課題

### ●新制度施行後3か月 自治体の状況を園長会等、 地域で確認・共有しよう

自治体がやるべき作業、園での書類作成等、それぞれが混乱状態ですが、疑問や不明点はその都度確認し、なるべく園長会等、地域全体で確認・共有しましょう。新制度の実施主体である自治体と関係をつくりつつ、地域の子ども全体の保育を底上げするためにも、園長会の役割が重要になっています。

### ●新制度の学習

#### ～共有することから始めよう

新制度施行後、現場では様々な矛盾や疑問がでてきているのではないのでしょうか。

園長会や、職員会議などで、起こっている事態を出しあい共有したり、率直な疑問や意見を出しあうことから、学習を始めましょう。

また、保護者や、新しい職員には、新制度の内容を知らせながら、問題点や課題を伝えていきましょう。

### ★合研集会について①

#### 自主交流会を企画します

8月1～3日に東京で開催される合研集会の夜に、経営懇主催の自主交流会を企画中です。

【目的】経営懇の紹介と交流

【対象】：会員&会員外の民間保育園の園長、理事など

各地域で会員外の園の方を誘って合研に参加し、交流会にもお越しください。8月2日（日）夜を予定しています。詳細は、ニュース7月号にて。

### ★合研集会について②

#### 平和を願い、パレード&国会宣伝

通常国会の会期が大幅に延長されました。政府は、反対の声を押し切って戦争法案と呼ばれるような法律の成立を狙っています。

そんな中開催される東京での合研集会。合研中に、保育の分野から平和の願いを、世論や議員に訴えよう！と、パレードや国会での行動が提起されました（別紙、全保連ニュース参照）。

#### ★経営懇会員をひろげよう！

保育制度が大きく変わる今、子ども本位の制度になるように、手をつなぎ声をあげていくことが必要です。それぞれの地域で声をあげていくためにも、全国的に励ましあっていきましょう。

経営懇リーフレットや入会のご案内等をお送りします。必要な方は事務局までご連絡ください。

【☎03-6265-3174（担当：井上）】

#### ★同封資料～ご確認ください★

##### ①資料集

- ・18総会特別決議&抗議先・激励先
- ・社会福法人「改革」緊急要請書と宛先
- ・所沢市育休退園問題 新聞記事

##### ②研修のご案内（新人・中堅）

##### ③全保連ニュースNo. 36

### 第18回経営懇夏季セミナーin北海道

とき 2015年9月6～7日（日～月）

ところ ホテルエミシア札幌

JR 新札幌駅下車、徒歩2分

※新千歳空港から28分（快速）

参加費 8,000円

記念講演 半田 滋氏（東京新聞論説兼編集委員）

\*企画の詳細と申込書は、7月中旬発送予定です。

**\*2015年度会費の請求は、7月初旬ごろです。  
よろしくおねがいします。**